

## アダム・スミスの財政論

箕 浦 格 良

一

謂うまでもなく、アダム・スミスに於ける財政思想は個人主義的自由思想であることは周知のことである。

個人主義的自由思想はその成立過程に於て君権的絶対主義、官僚的絶対主義思想に対立する。即ち君権的絶対主義、官僚的絶対主義に於ける君主、国家の特権によって即ち君主国家の国民に対する干渉、保護に対立して、個人の自由にして拡大せる活動範囲を要求する一つの社会的現れとして成立している。個人主義的自由思想に於ける国家観に於てはその国家活動の、その活動範囲はその可能なる限り限定すべきものであって、かくして個人の活動範囲は拡大せられる。何故ならば社会の文化に於ても、宗教に於ても又科学に於ても国家の干渉、強制又

はその指導によって発達するのではなく全く各個人の能力、創造によって発達するものであるかである。即ち個人の能力、創造によって個人的意思が創造せられ発達するからである。従って国家活動に於てはこの個人的意思の創造、進化に対する障害とならざる範圍に於て活動すべく、この障害の最少限の除去を以て国家行動の可能なる範圍であり、かくすることによって個人の活動範圍を拡大し自由ならしめる。かくて国家はその国家社会の各個の構成員のその目的、意思創造のために奉仕すべき一機関に過ぎないものである。かく消極的意義に国家を理解することこそ自由主義的国家觀の本質的特徴となるのである。即ち個人主義的社会觀に於て現れたる一つの結果として必然的に当然に自由主義的国家觀が現れる。そうして歴史的段階に於て絶対主義に対立する。普遍主義的社会觀に於て現れる絶対主義的国家觀に対立している。かくの如き個人主義的自由主義思想は十八世紀の初期に於て発生し十九世紀の中葉に至って最も盛となってきた。そうしてこの個人主義的自由思想の経済理論への適用は近代資本主義理論の基礎概念をなすに至った。イギリスに於てはジョン・ロック John Locke 1632—1704 によつて個人主義的哲学觀に基く自由思想を普遍主義的哲学觀に対立して、経済理論に適用して以来、従来の君権的絶対主義と結合したる重商主義的政策に於ける国家の保護干渉政策に対立して勢力をもつに至った。個人主義的自由思想はフランスに於ては重農学派によつてその基礎理論に体系が与えられている。かくして個人主義的自由思想は理論の抽象としてではなく社会の現実的要求として展開する。かかる個人主義的自由思想に基く国家觀に対し最も理論的根柢を与え、かかる個人主義的自由思想を基礎として経済学を樹立したものはアダム・スミスである。アダム・スミスの経済学上に於ける功績は独創的見解、又は理論の分析にあるのではなく、その綜合、集成にあるといわれる。従来の学者に於ける個個の断片的認識を以てよく綜合、集成することによつて

統一的なる経済学を樹立したことにあるといわれる。殊に財政学上に於ける功績としては、素材の科学的綜合、叙述に於ける形式の合理性と正しい見解、理論に於て実際に於て正しい結果産業の發展及び国民財産の一連の関連のもとに原則化せられ国民経済上に於て総合的に国家収入を觀察しているといわれる。アダム・スミスは個人主義的自由思想に於ける経済学に於て、財政学を国民経済学の一部としてその体系を整えている。

アダム・スミスに従えば一社会を構成するところの各個人が自然によつて与えられたる性向即ち各個人がその個々の生活を改善せんとする努力又はその自利心というものによつて活動し、この各個人の自由なる活動が妨害されない限りはその社会全体の利益を増進せんとするものである。各個人が各個人に於ける生活状態を改善せんとする自然的努力に於ては、この自然的努力を遂行せんとする各個人に対して自由と安全とを以て保証されている場合には最も有力なる原理で、社会を富有と繁栄ならしむるために他の方法を必要としないのである。又愚かなる人爲による法律によつてこの作用を妨げる障礙を克服することができると考える。この自利心ということこそアダム・スミスの経済学の全体系の基礎に根ざす理想であり自利心に基く個人の努力こそ一社会の富有を増加せしめ繁栄に導くものである。従つてこの個人の自利心に基く活動領域に於て之を干渉、制限せんとするところの国家のあらゆる作用も一社会の富の増殖、繁栄ということに逆行するものであるから可能なる限りその国家行動の領域を縮小させしめ、以て各個人の自由なる活動領域を拡大せしめんとするものである。かくの如く自由放任の思想を抱くアダム・スミスは、ここに於て自然的自由の制度を強調しているのである。即ち「特權または抑制のすべての制度が撤去せられると自然的自由という明白にして簡単な制度が自から確立されるのである。凡そ各個人は正義の法律を犯されない限りは各個人自身の利益を好むところに従い追求することができるのである。」

た各個人の業務と資本とを以て、他の如何なる人、又は如何なる地位の人のそれと競争せしめるべく全く自由に放任せられるのである。君主は多くの矛盾を感じるところの個人を圧迫する行政や、又人間の知識を以てしては到底望めないような任務、各個人の業務を監督し、又個人の業務を社会の利益に最も適合するよう導いてゆくと  
いう任務から全く解放されるのである。かかる自然的自由の制度のもとに於ては君主は非常に重要であるが、一般に誰にでも容易に理解できる明白な只三種の任務を行いさえすればよいのである。即ちその第一は一社会を他の  
の独立せる社会の暴行と侵略とから保護する任務である。その第二は出来得る限り一社会の各構成員をその社会  
の他の構成員の不正義と圧迫から保護する任務である。即ち正義の厳正なる執行を確立する任務である。その第  
三は一社会にとつてはその経費を償い尚多くの利潤が生ずるけれども個人や或は個人の団体が経営してもその経  
費を償い得ないし又は利潤を目的とする事業とはなり得ない公共工事や公共施設の創設、維持することの任務  
である。」かくの如くスミスは君主の任務を国防、司法、公共事業の三種に限定し、この限度を超える君主の如何  
なる行動をも自然的自由の制度に反するものと考えている。一社会に於て君主の活動なり国家の行動を、かく限  
定することは各個人の自由活動の範囲を拡大せしむることである。スミスの考えることは国家活動をかくの如く  
制限することによって、よく各個人を自由をならしめ各個人がその自己心に従つて活動することになる。その結  
果は個人の経済を発達せしめ、国富の増加となりその社会は発達すると主張するのである。これは人間の歴史的  
要求であり、その当時の社会の発展の要求に応じたものである。 \* A. Wagner. \* \* K. H. Rau.

① A. Smith, *Wealth of Nations*, p. 14. (The Modern Library, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited, with an Introduction, Notes, Marginal Summary and an Enlarged Index by Edwin Cannan, M. A. LL. D. Professor of Political Economy in the University of London, with an Introduction by Max Lerner,

editor of "The Nation," New York.)

② A. Smith, Wealth of Nation, p. 631.

二

アダム・スミスは又國家の經費をもつて、本質的には不生産的なものと見るのである。スミスは「各國民の年々の労働は、その國の國民が年々消費する凡ての生活必需品と便宜品とをその國民に本源的に供給するところの元本 fund であり、その生活必需品及び便宜品は右の労働の直接の生産物から成っているか、又はその生産物によつて他の諸國民から購入した商品から成っている。」と述べている。スミスのいうところの富とは、各國民の年々の労働と土地によつて供給せられる生産物、即ち生活の必需品と便宜品であつて、しかもそれが豊富なる生産物であり、貨幣の量や、価格の大きさではないのである。そして、こうした豊富なる生産物を供給する階級こそ生産階級であり、この生産階級の年々の労働によつて作出せられる生産物に依存して維持せられる階級は不生産階級である。そうして斯くの如き生産物を作成することが生産的であるのだが、尚スミスによれば既に生のために産消費したる価値を恢復したるうへ尚価値（利潤）を附加することも生産的であるという。

然しながらこの兩者の間には幾分概念の混同があるやに思われるのであるが、とにかくスミスにありては商品の生産に従う労働を以て生産的労働と見ているようである。

そして官吏の労働に対しても、官吏は何等物財に対して価値を増加し、価値を生産するものではない、即ち官吏の労働は永続的な物財或は商品を、奴卑下僕と同様に、生産するものではない、又既に消費されたる勞務と交

換に同量の労務が得られるようなものは何も生産しない、ところの不生産的労働者である。

国家の活動に於ても、本年度の彼等の労働の結果たる国家社会の保護、安寧及び防禦は来年度のその国家社会の保護、安寧及び防禦とはならないであろう、と不生産性を力説する。そうして国家の本質的任務は、結局に於て、不生産的労働維持であり、経費はその不生産的労働維持のために消費せられるものとするのである。<sup>②</sup>

スミスは経費調達充当の立場に於ても国家行動は不生産的なものであると考える。従つて国家の債権者が国家に貸すところの資本は、その貸出と同時に、最早、資本ではなくて、單純に所得となるものである。そうして生産的労働者を維持するのではなくして、不生産的労働者の維持に使用されることになるのである。その一たび支出され、又浪費されるや、将来の再生産を期待することは出来ないというのである。

故にスミスによれば国債は一つの新しき資本を意味するものではなくして、国債により国家経費を充當せしむることは、むしろ既存の資本の破壊を意味するものである。異之、租税によつて国家経費を充當せしむることは単に新資本の集積を妨げるに止まるものであり、別に資本の破壊とはならない。と考へているようである。蓋し租税として支払われる金額は多くは租税がなかったならば蓄積されなかつたものであるのと、特に戦費が租税によつて充當せらるる場合の如き、私人が一時貯蓄を為すのに困難とせらるるに止まるとに因るものであると考へる。

そうして生産的労働は生産的資本によつて維持せられるし、不生産的労働は収入によつて維持せられると考へるのである。<sup>③</sup>

これ等、スミスの思想にありては、富の増殖という一貫したものが見られるのである。そうして国家経費は不

生産的労働者維持のために使用せられるのである。国家の施設や官吏は何も生産しないのであるから、それだけ社会の富を減少するものと考えたのである。

スミスに於ては、この不生産階級によってなされるところの浪費は真正の富の増殖をさまたげるものとして、これを排除せねばならなかった。殊に、富は年々の労働と土地とによって供給せられる生産物であり、これは真正なる富であるが、特権階級が主として財政の作用を通じてなされるところの貨幣資本の蓄積、独占的利潤、貿易利潤は真正なる富ではない、この真正にあらざる富が各種の手段によって形成されるのであるが、之がためには、そして又不生産的経費支弁のためには如何に多くの国民資本や国民所得が生産者階級から引去られてゆくとか、かくして真実の富が大量的に破壊せられて偽の富が形成せられて真正の富の増殖が侵食されることになるのである。<sup>④</sup>

要するにスミスの考えにありては経済学の役割として諸国民の富を増加せしめると同時に、国家の職能を遂行するに充分なる収入を供給することであった。かくしてスミスは国家活動の範囲に対しても、治安維持、国防、公共事業の創設維持に限定しており、これに要する経費は人間生活に於ても有用なるものであるが、それ以上のものではなく、経費は富の資本化を阻害するものである。一国の資本蓄積額を大ならしむる為には経費を最少限度に認めておかなければならない。経費の大なることは、それだけ資本蓄積額を小ならしめるものであり、国富の増加を阻害するものとなしたのである。

このスミスの考えはその当時に於ては是認し得るものであったにちがいないのであるが、十九世紀の中葉に至って国家の経費は急速に増加を示して来たのである。かかる現象を惹き起した原因は産業の発展に基くものであ

り、殊に各種の大規なる機械が発明せられ、之に基き工業の發展を促進し、商品の大量生産を可能ならしめて、時代は工業資本主義へと移行して来たが為である。そうして国家はこの社会的生産を維持助長發展せしめねばならなくなって来たのである。このことは、必然的に國家の經濟的活動の範圍を拡大したのである。そうして当然に経費の膨脹となって現れて来たのであるが、他面に於ては、この結果は更に階級の対立という現象となって現われる為に治安維持の範圍を拡大せしむると共に、階級対立という一社会の内部に於ける矛盾の調和をはかるために社会的な経費が必要不可欠となって来たが為である。そうして又國家の経費の膨脹という事実に伴って、國富も又増大してきたのである。即ち社会の發展に伴い發生する経費の異常なる増加は現實の事実となって来たのである。かくて、これ迄の経費に於ける不生産的概念の基礎づけを以てしては到底それを説明し得ざる事実となつて現われてきたのである。そうして、この現實の事態を何等かの形式に於て説明しなければならない必要に迫られてきたのである。ここに経費に於ける生産性を主張するところの學者の現われてきたということも、その社会的要請に基く当然の結果といえるのである。アダム・スミスに於ては以上述べてきた如く國家の経費については、その不生産性を主張するのである。

① Adam Smith, *Wealth of Nation*, lviii.

② Adam Smith, *Wealth of Nation*, p.314——317.

③ Adam Smith, *Wealth of Nation*, p.877——879

④ Adam Smith, *Wealth of Nation*, p.324.

これまでは経費に関してスミスの抱いている根本的な思想をさぐってきたのである。スミスの主張する自然的自由の制度によれば、國家が遂行しなければならぬ三種の任務、即ち国防、司法、公共事業の創設、維持という三種の任務遂行ということについて、その経費を必要とする。その必要なる経費を順次に論じている。

国防費について 「元首の第一義務たる社會を他の獨立の社會の暴力や攻撃に對して防禦するの義務は、軍事的實力がなくては果すことはできない。そして、この軍事的實力を平時において準備し、戰時において使用するために要する経費は社會の状態が異なるに従い、時代の進歩に應じ、決して同一ではない。」<sup>1)</sup>とし、國防費に於ける歴史的考察が詳細に加えられている。狩猟民族においてはその社會を構成する各員が狩猟生活者であると同時に戦士であるとして戦争に従事する時に於ても各員自身の生活なりその費用なりを各員自身の労働によって維持する。従つて狩猟民族にあつては軍事費が必要でなかつたことを述べている。牧畜民族となつても、普通には定住せず、その時の事情によつて容易に住所を変更する。牧畜民族が出征するときには於ても全民族が財産を持つて移転する。そしてその社會の構成員の各員は各自の負担によつて戦争に従事したことを詳細に述べている。「社會状態が更に進んで、殆んど外國貿易をもたず、また殆んど凡ての個々の家族が自家用に作る粗雑な家庭的な製造業の外には製造業らしいものをもたぬ農業國民の場合に於ても、すべての人は各々、前の場合同様に、戦士であり、かりにそうでなくとも、すぐそうなるのである。」<sup>2)</sup>「即ち、彼等もまた兵士であつて、ただ兵士としては練習が足りないというだけのことである、あくまでも兵士であるから、彼等を戰場に送るための準備には、元首も國家

も、大した経費を使わないでよいのである。」<sup>3)</sup>「農業は、最も粗笨な低級な場合においても、定住地セツトルメーントを前提している。非常な損をしなくては放棄し得ない一種の固定的な住レジデンス所を前提している。それ故に、純然たる農民が戦争をやるときには、人民全部が擧つて出征することはできない。少くとも、老人や女子や子供達は後に残つて住所の世話をしなくてはならない。けれども、軍務適齡の人々が皆出征することはできるのであつて」<sup>4)</sup>「もし戦役が播種が終つてから始まつて収穫前に終るならば、農民と彼の重要な労働者とを農場から取り去つても大した損にはならぬ。」<sup>5)</sup>「そこで彼は短期の戦役ならば報酬を受けずに従軍することを意としない。そして元首やまたは國家にとつても、こういう人々を戦場において維持するために要する費用は、彼等を出征させるために要する費用と同じく、大したことはない。」<sup>6)</sup>と農業時代に於ける兵役の關係と経費について述べている。かくの如くその当時の農民は戦場に於ても家庭に於けると同じく各個人の収入によつて生活し戦闘を行ったのであるが、社会の進展につれて製造業の發達と戦争技術の進歩という二つの原因によつて各個人の収入によつては維持することは不可能となり兵士に対する給与の必要が生じ、従つて又軍務に従事する間は國家によつて維持することが必要となつてきたのである。然して戦争が複雑になるとその技術を完全ならしむるために分業が發生する過程を詳細に研究している。国防については徴兵制と傭兵制とを比較研討し、常備兵制と徴兵制と以て優れた方法であることを述べている。<sup>7)</sup> 　　そうして国防費について、要するに「元首の第一の義務たる他の獨立の社会の暴力又は不正に對し一社会を防衛することは、文明が進むにつれ一益々經費のかかるものとなる。社會の兵力は、もとは平時においても戦時においても元首にとつて何等の經費を要するものでなかつたが、社会の改良が度を進めるに従つて、先ず戦時に、後には平時においてさえも元首によつて維持されねばならぬものとなる。火器の發明によつて戦術の上

に齎らされた大變革が、一定数の兵士を平時において教練し訓練するための經費を、また戰時においてさういう兵士を備うための經費を一段と高めたのであった<sup>9)</sup>。「近代に於ては、色々の理由によつて、その社會の防衛にはヨリ多くの經費がかかる。この点については、改良の自然的進歩の不可避的な結果は、戰術の一大革命によつて大々的に促進されたのであるが、この革命は偶然の出來事たる火藥の發明によつて起つたものと思われるのである。近代戰爭においては、火器の經費が高くつくことのため、その經費を賄うことのできる國民が明白に有利な地位を占める。」と述べ国防費膨脹の理由を説明している。

司法費について「元首の第二の義務たる社會の各員を他の各員の不正又は壓制から、できる限り、防衛する義務、即ち、嚴正なる司法行政を施行する義務も亦、社會の時代を異にするに従つて異つた經費を必要とする」<sup>11)</sup>と述べ司法行政費、司法裁判費について司法行政司法裁判の成立過程並びにそれぞれの時代に於ける個々の司法行政、司法裁判並びにそれに必要な經費に關する本質を明らかにし歴史的に且社會学的に詳細な説明が加えられているが財政学的立場からはあまり説明されていないのである。

土木工事及び公共施設の經費について「元首又は國家の第三にして最後の任務は、公共施設 (public institutions) 又は土木工事 (public works) にして、一大社會にとつては大に有用ではあるが、その性質上その利潤が個人又は少數の個人に對してその經費を償うに足らないため、個人又は少數の個人がそれを作り又は維持することは考えることのできないものを、作り且つ維持することである。この任務を果すために必要な經費も、社會の種々の時代を通じてその程度が異つていた。社會の防衛及び司法のために必要な公共施設や土木工事やについて、この種の土木工事及び施設として主なるものは、社會の商業の利便を増すためのもの及び人民の教育を振興する

ためのものである。教育振興のための施設には二種ある、一は少年の教育のためのそれ、二は老若すべての階級に對するそれ<sup>12)</sup>である。公道、橋梁、可航運河、港湾等の如き一國の商業の利便を増進せしむべき土木工事の創設及び維持に要する経費については「これを所謂公共的收入 (public revenue) 即ちその徴収及び賦課が多くの國において行政権に属するところの収入を以て、支辨することが必要とは思われない。というのは、これ等土木工事の大部分を經營するのに、それ等自身に必要な経費を支辨するに足るほどの収入を得、そして社會の一般の収入には特別の負擔をかけないようにして行くことは、そうむつかしくはないからである」<sup>13)</sup>従つてかくの如き土木工事費については政府の収入によつて之を充當するの必要のないこと論じ通行税 toll その他特別の手数料を徴収して、それに充つこともよいと述べている。「商業の利便のために存する今一つの施設たる造幣は、多くの國々においては、單にその経費を自辨するに足らず、元首に少額の収入即ち造幣手数料を與える、またこれと同じ目的をもつ今一つの施設たる郵便局は、殆んどすべての國において、その経費を自辨した上、なお元首に相當巨額の収入を齎らす<sup>14)</sup>ものである。又特殊の産業に對する助成の方法である特許会社について、各国に於ける特許会社を歴史的に考察し詳細な説明がなされているし、又政府によつて何等特權の与えられない株式会社に於てもその産業の性質によつては、即ち銀行業、保険業、運河業、水道の如きもつてはその經營を委ねて差支えないと論じている。アダム・スミスは教育について各国に於ける教育制度を詳細に研討したる上青少年教育と社會教育即ち成人教育の必要を認める。そうして、この教育の効果として技術を向上せしめて一國産業の發達を助長せしめること、及び國民が国家政策を理解し協力することの二点をあげているのである。

元首の威嚴を維持するための経費について

元首の義務を果すために必要な経費の外に元首の威嚴を維持す

るためにも経費は必要とされる。この経費は社会の進歩と政府の形態との二つが種々異なるに従つて増減するものである。即ちかくの如き経費は国民の支出が増加するに伴つて増加し、又君主政体の方が共和政体より増加するものであるとその特性を述べている。

経費の負担の帰属について 「社会の防衛費と主権者の威厳を維持するための経費とは、いずれも、全社会の一般の利益のために支出せられるものである。それ故に、これは全社会の一般の貢納によつて支辨されるのが當然であつて、社会の全員は、各々各自の能力に出来るだけ比例して貢納すべきものである」<sup>15)</sup> 司法行政費は社会全体の利益の為に支出せられるのであるから一般の貢納によつて支辨することは差支えない。然し司法裁判の経費は或特定人に利益を与えるような場合には裁判所の手数料収入によるのが適當である。又特定の地方に利益を与えるが如き経費はその地方的収入によるのが適當である。道路や交通機関を維持するための経費は、全社会の利益となるものであるから一般の貢納によつて充當してもよい、然し旅行者、荷物の運搬消費者等特定の者に利益をもたらすことになるから通行税によつた方がよいことになる。教育及び宗教的教化の施設経費も亦一般の貢納によつて支弁してもよい、然し授業料、その他の自発的貢納による方が適當とされる場合がある。又全社会にとつて有益なる施設に於てその収入が不足を生じたる場合は一般の貢納によつて補填すべきものであると述べる。要するにスマスにありては経費の充當について、その経費の本質によつて、社会一般に利益を与えるものは社会一般の負担とし、特定人の利益となるものについては、特定人によつて負担すべきものであると考えているのである。

① Adam Smith, *Wealth of Nation*, p.653. 大内兵衛訳 國富論 四 五頁

② Adam Smith, *Wealth of Nation*, p.655. 大内兵衛訳 國富論 四 十頁

③ Adam Smith, *Wealth of Nation*, p.655. 大内兵衛訳 國富論 四 十頁

- ①②③ Adam Smith, Wealth of Nation, p. 655—656. 大内兵衛訳 國富論(四) 十一頁
- ④ Adam Smith, Wealth of Nation, p. 658—659. 大内兵衛訳 國富論(四) 十七頁
- ⑤ Adam Smith, Wealth of Nation, p. 659—660. 大内兵衛訳 國富論(四) 十九頁—二十頁
- ⑥ Adam Smith, Wealth of Nation, p. 668. 大内兵衛訳 國富論(四) 三十七頁
- ⑦ Adam Smith, Wealth of Nation, p. 668. 大内兵衛訳 國富論(四) 三十八頁
- ⑧ Adam Smith, Wealth of Nation, p. 669. 大内兵衛訳 國富論(四) 四十頁
- ⑨ Adam Smith, Wealth of Nation, p. 681. 大内兵衛訳 國富論(四) 六十五頁
- ⑩ Adam Smith, Wealth of Nation, p. 682. 大内兵衛訳 國富論(四) 六十七頁
- ⑪ Adam Smith, Wealth of Nation, p. 682. 大内兵衛訳 國富論(四) 六十七頁
- ⑫ Adam Smith, Wealth of Nation, p. 682. 大内兵衛訳 國富論(四) 六十七頁
- ⑬ Adam Smith, Wealth of Nation, p. 767. 大内兵衛訳 國富論(四) 二百五十四頁

四

国防費、元首の威厳を維持する経費、其他一切の政府の必要経費に充当すべき収入は特別の収入機構ができていない場合には特に元首又は国家に属する元資によるものと租税とである。元首又は国家に属している元資又は収入の源泉は、資本が土地かである。元首は、他の資本の所有者と同じく資本を自ら使用して利潤を得るか又は他人に貸して利子を得ることが出来る。元首が自ら資本を使用し事業を經營し以て国家収入を企てた例を説明し又は国家自ら金融業を經營したる事例をあげて説明し、君主は概して商人としては成功しないし、商人と元首の二つの性格は両立しないようであると述べる。そうして「郵便事業は本来商業的である。政府は、各種の事務所を作り、必要な馬及び車を買入れ又は借り入れる費用を前貸する、そしてその郵送される物に對して徴する料金によって、非常に大きい利益を以て、その償還を受ける。これは私の信ずるところによれば、各種の政府

がその經營に成功した唯一の商業的企業である。このために貸付ける資本キャピタルはその巨額ではない。そして事業そのものには何の秘密もない。その代金の回収は確定であるのみでなく即時である」という。次に貸付資本の利子について国家が確定的収入の財源とすることは不適當である旨述べている。そうして、スミスは資本、信用による収入よりは財源として土地収入の重要性を土地の本質的意義から説明している。「資本キャピタルや信用は、性質上不安定で可壊的なものであるから、政府に対して安全性と威嚴とを与うべき唯一の、確定不動にして永久的な主たる元資として信頼し難い。既に牧畜民族たることを脱した大國民の政府は、一つとして、その公共的収入の大部分をかくの如き資源から収め得たものはなかったと思われる。土地は、これに比べればより安定した永久的性質の元資である、それだから、公有地の地代レントは、既に牧畜民族たる境を脱した多くの大國民の公共的収入の主たる源泉であった」と。

① 大内兵衛氏の訳語による。

② Adam Smith, *Wealth of Nation*, p. 770. 大内兵衛訳 国富論四 二六一頁

③ Adam Smith, *Wealth of Nation*, p. 773. 大内兵衛訳 国富論四 二六六頁

## 五

スミスは租税を研究するに先だって「次の如き四原則マキシムズがある」ことを述べている。

第一、「各國の臣民は、その各々の能力にできるだけ比例的に、言いかえれば、彼等がそれぞれ國家の保護の下に獲得する収入に比例し、政府を維持するために貢納すべきものである。大國における政府の費用と個人との

関係は、恰も、大所有地の經營費と共同小作人との關係の如きものである、——この小作人は誰も皆その所有地に對する利害關係に比例してそれぞれ貢納の義務をもつ。この原則を守るか守らないかが、即ち所謂租税の公平か不公平 (the equality or inequality of taxation) かの岐れ路である。そして、上述の三種の源泉のその一つのみにかける税は、他の二つの源泉にかからないわけであるから、その點で、すでに必ずや不公平であることは、ここにどうしても述べて置かねばならぬ。以下において各種の租税を検討するに際しては、私は、この種の不公平のことについてはこの上更めて論じないであろう、私は、多くの場合において、私の觀察を、特殊の租税によって影響を受ける私人の特殊の収入に對してすら不公平な負擔となるような特殊の租税による不公平のみに、限局しなくてはならぬ。」

A. Smith, *Wealth of Nation*, P. 777.

大内兵衛訳 国富論 四 二七七頁

これは一般に「公平の原則」、或は「平等の原則」といわれる。この原則は概念が漠然としている。その當時に於ては致密なる概念規定はその社会的要求が必要としなかったかも知れない。ここにスミスは國家經費と國民各個人の關係、即ち國家經費充當に於ける淵源を大所有地と共同小作人の關係にたとえている。スミスに於ける思想は尚一層の分析的研究の必要は充分に認められる。然してこのスミスの觀念はスミスの時代に於ては是認せられる妥當なるものであったかも知れないが然し現代に於ける複雑なる國家社會に於ては直ちにその觀念が受容れられるか否かは疑問の予地のあるところである。「その所有地に對する利害關係に比例する貢納の義務」を以て今日所謂土地の賃貸料とは異なること当然であり、又租税を以て土地の賃貸料という觀念を以て律することの

出来ないのは当然である。然しこの原則は地代利潤及び賃銀に対する租税の公平を考察したるものであることは勿論である。ここに公平とは如何なる事を意味しているかについては研究の予地のあるところである。スマスは公平という觀念について各個人が「能力にできるだけ比例的に」即ち「獲得する収入に比例し」て納税すべきであると述べるに止まり何を以て具体的に公平ということが具現するかについては論及しておらない。然してスマスのいうように各個人の所得に比例して賦課せられる租税を以て公平すると單純に理解することについては尚考察の予地が残されている。税卒について、「所得に比例して」と述べているのみで各個人の所得に於ける増加に伴うて適用する税卒についてはふれていない。

次に原則のその二をあげている。

第二、「各個人が拂わねばならぬ租税は、確定的 (certain) でなくてはならぬ、不確定的 (arbitrary) であつてはならぬ。支拂の時期、支拂方法、支拂うべき金額は、すべて納税者に、またその他誰にでも、明瞭且つ簡單でなくてはならぬ。もしそうでなかつたならば、租税を拂うべき人は皆、何程かの程度において租税徴収人の權力下に立つことになる、というのは、この人々は、自分の嫌いな人には余計の税を課することもできれば、そういう加重をほめかして、何等かの贈物または役得をせしめることもできるからである。租税の不確定は、横柄でもなく腐敗してもいない場合でさえ、本來あまりに人氣のない人々を、いよいよ横柄ならしめますます腐敗せしめる。納めねばならぬ金額は何程かということが、各人にとって確定的であるということは、租税においては、特に重要な事柄であつて、相當程度の不公平も、極めて僅かの不確定性に比すれば、決してより大きい弊害ではないといえよう、これはすべての國民の經驗の示すところであると、私は信じている。」

A. Smith, *Wealth of Nation*, p. 778.

大内兵衛論 國富論 (四) 二七七頁

これは「確實の原則」といわれている。納税者に対する徴税官吏の感情的賦課と徴税官吏に対する不正行為をとりあげている。不確定的な租税が徴税官吏に於てのみならず国民経済に於ても悪影響を及ぼすことは当然である。

次に原則の三をあげている。

第三、「すべての租税は、それを支払う納税者にとって最も便宜コウイニホシドと考えられるような時期及び方法においてかけられねばならぬ。例えば、土地の地代又は家屋の賃料に対する税は、そういう地代が普通支払われる時期に支払うべしとすれば、納税者に恐らくは最も便宜な時期に、彼がそれを支払うべき手段を一番持っていてそのような時期に、課したものと見えよう。また、奢侈品の如き消費物に課する租税は、終局的にはすべて消費者により、且つ概して彼に最も便宜な方法によって支払われるものといえよう。こういう税の支拂は、そういう貨物を買う毎に、少しづつなされるから。且つそれ等の貨物は、それを買うも買わないも、彼の自由であり意のままであつて、彼がそういう税のために多少の不都合を感じるとしても、それは彼自身の責任に帰すべきものであるから」

A. Smith, *Wealth of Nation*, P. 778.

大内兵衛論 國富論 (四) 二七七頁

これは「便宜の原則」といわれている。ここには便宜の原則として納税者の収入時期に応じて納税時期を定め又納税者の納税に最も容易なる方法をあげている。地代又は家賃に対する租税はその収入の時期が最も納税に容易であろうし、又消費物に課する租税はその購買の度毎に納税するのが最も容易な方法で消費者によって負担す

ることになるのであると考えられる。

次に原則の第四をあげている。

第四「すべての租税は、それによって國庫に納められるもの以上には、できるだけ少く、人民のポケットから取出し又はポケットの外に留めて置くように、考案さるべきものである。租税が次のような四つの方法によって課せられる場合には、それは、國庫に収納するもの以上に巨額な金額を、人民のポケットから取出し又はポケットの外に留めて置く惧れがある。その第一は、その賦課に非常に多數の官吏を必要とし、その官吏の俸給が租税収入の大部分を喰いつくし、且つそれ等官吏の役得が人民に對して別の附加的な租税となる場合。その第二は、租税が人民の産業活動を阻害し、彼等をして多數の人々に生活と職業とを與えるような特定の業務に従事するの勇氣を沮喪せしむる場合。かかる場合は、一方、人民に納税を強制しつつ、他方では、彼をしてその納税をヨリ容易になし得るようにせしむるところの元資のあるものを減少あるいは壊滅させるものといわねばならぬ。第三には、租税を遁脱しようとして失敗した不幸な人々に課せられるところの没収その他の刑罰である、これが彼等を破産せしめ、それによって彼等の有つてゐる資本金を使うことによつて得べき利益を、社會が失うことは、決して珍しくない。愚かな租税は密賣買に對する大きい誘惑を提供する。そして密賣買に對する罰金の大きさは誘惑の大きさに比例する。かゝる法律は、普通の正義の原則に反して、先ず誘惑の網を作つて置いて、しかる後それに引つかかつた者を罰するものだ、その上、かゝる法律は、刑罰をどうしても軽減しなくてはならぬ當の事情、即ち、その犯罪を犯す誘惑がませばますほどその罰を加重するものといわねばならぬ。<sup>註</sup>第四には、人民をして、租税徴收官吏の頻繁な臨檢や厭な檢査に服せしめることである、これは彼等を無用の手數と困却と壓制とに曝す

ものである、厳密に言えば、困却は費用とはいえないが、その等價物であり、できるならば誰もが免れたいものであることはたしかだ。租税が元首にとつての利益である以上に、それよりはなお余計に人民の負担となることがあるのは、実に以上の四つの異つた方法の内いずれかによつてである。」

A. Smith, *Wealth of Nation*, p. 778.

大内兵衛譯 國富論 四 二七八頁

これは「徴收費の最少の原則」又は「最少徴稅費の原則」といわれる。右の如くスミスは国民から現実に国庫に收入せられる以上のものを徴収せられる原因として四つの場合をあげているのであるが、その第一の場合には徴稅技術上の問題である。その第二の場合の如く、租稅を課することによつて産業を阻害したり、国民の特定の労働意欲を阻害したり、又は納稅に於ける源泉を圧迫するならば、それは単に過剩徴稅の問題のみならず、もっと大きく、国民経済上に於ても重要な問題となるものであり、社会的にも大きな問題を与える。その第三の場合には國家の課稅權に伴う刑罰の問題をとりあげている。

註 *Sketches of the History of man 1774*, by Henry home, Lord Kames, vol. i, page 447 & seq. この著者は右引用したるところにおいて租稅の「一般の原則」として次の六ヶ条をあげてゐる。——

- (1) 「密輸出入の危険のある場合は、租稅は重くあつてはならぬ。」
- (2) 「課稅に費用のかゝる稅は避くべし。」
- (3) 「不確定の稅は避くべし。」
- (4) 「でき得る限り、貧乏人に軽く金持に重く課して」富の不公平を「緩和すべし。」
- (5) 「國民を貧困にする稅は如何なるものと雖も怒を以て拒絶すべし。」
- (6) 「納稅者の宣誓を要求する租稅は避くべし。」

Adam Smith *Wealth of Nation*, 779. 大内兵衛譯 國富論 四 二八〇頁

第四にあげる場合は徴税技術上の問題である。以上はスミスのあげる租税の原則であるが尚スミスは「上述の原則は、明らかに正義にかなない有用なものとして、如何なる國民もこれに多少の注意をよせて来たところである。すべての國民は、彼等が判断力を盡して、彼等の租税を彼等が考案し得る範圍においてできるだけ公平にしよう」とつとめて来たのであつた、また、その支拂の時及び方法の兩者に關しては、できるだけ正確に、納税者の便宜に適うようにして来た、そしてまた、それ等が君主に齎らすところの収入の割合には、できるだけ人民に負擔のからぬようにして来たのであつた。\*」と正義にして有用なることを述べている。この有名なるスミスの四大原則なるものはスミスの獨創的見解ではなく既に之について論者が出ていたのであるが然しながら各種の見解を分析綜合し統一し學說上必要な地位をなし租税政策の重要な指針たらしめたことは洵にスミスの功績である。然して、かくこの原則が地位づけられていることは単なる抽象的な理念、或は理想として樹立せられたるものではなく、その当時の現実的な社会的要求に従っていること、即ちその当時の市民社会に於ける秩序の維持、之に伴う資本蓄積の過程に於て当然の要請として原則化せられていることである。即ち自然的自由の制度に於ける必然的な要請として樹立せられていることである。

スミスは「租税一般に通ずるところの四大原則——「租税一般に關する四つの金言」を述べてある。」「謂はゆる租税原則なる命名は後代の財政學者の古典に対する教科書の冒瀆であり、スミスの獨創に非ざることをスミスに対して問題とするは寧ろ説かる學說史的論斷定であらう。租税原則の問題についてはなほワグナーに關聯して生ずるも、それは正義の理念を表すものと解して大過ないであらう。重要なことは謂はゆるスミスの四原則は——租税原則なる名称の創始者の何人なるかに ついてはともあれ、慎しむべきは所謂主體的解釋である。——當時の英佛社會の租税納付者の現実的な欲求であつたこと、當然、近代社會の合理主義を表明して契約の平等を表明してゐることこれであり、スミスが租税利益説をとり乍ら所得税中心の直接税を説いてゐることである。ホッブスの時代以來、ケネ——を経て、資本主義は漸くその形態を整へて来たのであ

る。」(戸田武雄氏 財政 七〇頁—七一頁)

\* Adam Smith, *Wealth of Nation*, p.779. 大内兵衛譯 國富論 四 二八〇頁

\*\* W. Petty, P. Verri.

六

アダム・スミスに従うと地代、利潤及び賃銀が収入の源泉であるという。即ち土地及び資本の私有が許されて  
いる社会に於ては各個人に於ける収入の源泉は地代、利潤及び賃銀である。即ち地代、利潤及び賃銀が一切の収  
入の三源泉であり、その他の収入は、すべて之等の各々から、或は之等のものの中の二、或は、之等の源泉から  
発生するのである。或商品の価格、或はその交換価値が、それぞれ、之等、地代、利潤及び賃銀の三つの部分の  
何れかその一つ、或はその他の、或はそれ等のすべてものに分解する如くに、各国に於ける年々の労働の結果  
たる生産物全部を構成する一切の商品の価格、または交換価値も、之を総括すれば、同じく三個の部分に分解す  
るのである。そうしてこれがその国の各種の国民の間に、彼等の労働の賃銀として、又は彼等の資本として、或  
は土地の地代として分配されなければならないのである。各社会の労働によって年々採集され、或は生産される  
ところのものが全部が、即ちその総価格が、かくして本源的に、その社会の各種の構成員の間に分配さるのであ  
る。賃銀、利潤及び土地の地代はすべての交換価値の三つの本源的源泉である。と同時にまた一切の収入の本源  
的源泉である。その他のすべても収入は終局的には之等三者の何れからか発生するのである。かくの如く各個人  
の収入は、結局において三種の源泉即ち地代、利潤及び賃銀より生ずるものである。如何なる租税も、終局的に

は、この三種の収入の内いずれかから、もしくはどれということなくその凡てから支払われねばならぬとなし、課税の対象をば地代、利潤、賃銀及びこれ等の凡てのものに課せられる場合、に求めているのである。

地代に課せられる租税 地代に課せられる租税は、一定の標準キヤンにより、即ち、各地区の地代を評価して一定と

し、その評価はその後変更されないものとして賦課せられることもあり、また土地の真実の地代が変ることに変わり、その耕作の改良又は衰退につれて高低するような方法で賦課されることもある。かくの如く地代税に於ては不変の評価値によるものと可変の評価値によるものとの二種がある。一定不変の標準により各地区に配賦する地租は、その制定の当時は公平であっても、その国の各地において耕作上の改良と怠慢との度が変わってくるに従い、時のたつにつれて、不公平なものとならざるを得ない。そうして真実の納税者は常に地主であるけれども、この租税は、普通小作人によつて前払される、そして地主は地代の支払に際してそれだけ差引いてやらねばならぬ。各地区に課せられる租税は、その地代の増加に伴れて増加しないのであるから、彼の土地を改良して得る地主の利潤に、元首は与らない。こういう改良により、その地区内の他の地主の負担が軽減されることはもとよりあり得ることであるが、かりにある特定の土地において租税負担の増加が起つたとしても、それは通常非常に軽微であろうから、そのためそれ等の土地の改良を阻害したり、土地の生産物をしてこれなき場合に達し得たであろう点以下に下らしめたりはしない。即ちそれはその量を減らせる傾をもつものではないとすれば、その生産物の価格をつり上げるものではない。それは人民の勤勉を妨害しない。それは、租税の支払に不可避である不都合をのぞいて何等か外の不都合を地主に課するものではないという。もし不変の評価値によるときは、それは不公平なものとなる惧れのあることは既に述べた如くであるが、不変の評価値が地主にとって有利となる場合がある。それ

は、一國が繁榮して地代が騰貴すること、尚この税は貨幣で支払うべきものであるから、土地の評価格も亦貨幣で表わされている。従つて貨幣及び銀の価値が一定である場合である。評価格の不変性ということは納税者にとつても國家にとつても時の経過ということでも不都合なものとならざるを得ないのである。

土地の生産物に課する税　土地の生産物に対する税は、その実は、地代に課する税である。それはあらかじめ

農業者によつて前払されるにしても、終局的には地主が支払うのである。生産物の一定の部分が税として支払われねばならぬときには、農業者は、この部分は、毎年の平均でどの位の価値に当るかを算定し、それだけを差引いた地代を、地主に支払うことに同意する。農業者でありながら、一種の地租たる教会の十分ノ一税 (tithes) が年々の平均でどの位になるかを、あらかじめ計算しないものはないのである。十分ノ一税その他すべてこの種の税は一見公平と思われるが実は不公平な税である。生産物の一定部分は、土地の状況如何により、地代の相当部分として見れば大小非常に異なるものがあるからである。土地が非常に肥沃であれば、その生産物は非常に多いから、その半分もあれば農業者に対してその耕作に投じた資本金を、その近隣における農業資本の普通の利潤と共に償却するに十分足りるであらう。この場合他の半分は、それと同じことであるが、その半分の価値は、もし十分ノ一税がないならば、これを地代として地主に支払つて差支ない筈である。そしてもし生産物の十分ノ一が十分ノ一税としてとりあげられるならば地代の五分ノ一の減額を請求しなくてはならないであらう。それは資本金を普通の利潤を以て回収することはできないからである。この場合、地主の地代は全生産物の半分即ち十分五ではなくして、その十分の四となる、之に反して、土地が貧弱で、その生産物は少なく、その耕作費は非常に高く、その全生産物の五分の四が農業者の資本金を普通において償却するために必要だとして見よう。こ

の場合は、たとへ十分ノ一税がなくとも、地主の地代は、全生産物の五分ノ一即ち十分ノ二以上たることを得ないであろう。しかるに農業者はその生産物の十分ノ一を十分ノ一税として払はぬものとするならば、前の場合と同様、地主へ地代の減額を要求しなくてはならぬ、ここに於て地主の地代は全生産物の十分ノ一に過ぎぬこととなる。十分ノ一税はかくして非常に不公平な税となるとも、地主の改良にとつても、農業者の耕作にとつても大なる障害となる。というのは経費の支出には全く力を致さない教会が、利潤の分前のみに大いに与るようであるならば、地主は、大切であつても概して非常に経費のかかる改良に手を出す筈はなく、農業者は有用であつても、概して非常に経費のかかる作物を作つてみることはできないからであるとスミスは反対するのである。既に述べたる如く、スミスに従へば租税が直接に地代に課せられると間接に土地の生産物に課せられるとを問はず常に地主の負となるものである。租税が直接に地代に課せられる場合は地主は封建的所有者であるから之を他に転嫁することはできない。従つて地主の負担となる。租税が土地の生産物に課せられる場合には租税は一見してみれば小作人によつて支払はれるけれど小作人は経営の破綻を回避するために地主に転嫁することになるといふ。

家屋税家屋の賃料 (rent of a house) はこれを二つの部分に區別することが出来る。その一は建物賃料 (Building rent) であり、その二は普通敷地地代 (Ground rent) である。家屋を建築して貸付つけのは第一にはもし彼がこの資本を確実な担保をとつて貸付けるときの利子と、第二に家屋を常に修繕しておき一定年限内にその建築に使用せられたる資本を償却に十分でなければならぬ。建物賃料又は普通の建築利潤は、その時の利率によつて規定せられる。家屋の賃料のうち合理的な利潤を提供するに足るもの以上の部分は、何程であれ、当然に敷地地代になるものである。借家人が支払うところの家屋の賃料に対する税は一部は居住者に一部は土地の所有

者に帰着するものである。

利子、利潤に課せられる税　資本より生ずる収入又は利潤は、自ら二つの部分に分たれるのである。その一は利子の支払に当てるべきもので、その二は利子を支払うのに必要なもの以上に残る剰余分、即ち利子と利潤、この後二者即ち剰余分は直接に課税すべき物件でないことは明らかである。それは資本を使用するための危険と手数料とに対する報償であり、多くの場合において軽少に過ぎるほどの報償であるとミスミスは言うている。資本の使用者はこの程度くらいは報償を得なくてはならないのである。然らざれば、彼自身の利益を害しないで、その資本使用を継続してゆくことはできない。それ故に、もしも全利潤を標準として直接に課税せられるならば、彼は、彼の利潤の率を引上げるかその租税を利子の上にかけるか、即ち、より少い利子を払うようにするかしかないのである。もしも彼が利潤率をその租税だけ引上げるとすれば、その税そのものは彼が前払するものであるとしても、終局的には次の異なる二種の人々の内のいずれか一種類の人によって支払はれるであらう。そしてこのいづれになるかは彼が管理権をもっている資本の使い方に依ることである。即ち、もし彼がそれを農業資本として土地の耕作のために使用したる場合に於ては、彼は、彼の利潤の率を高めるには、土地の生産物の内、より多くの部分を、或は、それと同じことであるが、そのより多くの部分の価格を留保しなくては、ならぬであらう、そしてこのことたるや地代を減少しなくてはできぬことであるから、この租税の終局的支払は地主に帰するのである。またもし、彼がこれを商業又は製造業のための資本として使用したる場合に於ては、彼は、彼の財貨の価格を引上げる外には彼の利潤率を高める方法をもたない。この場合においては、この租税の終局的支払は、すべてこれ等の財貨の消費者の負担となる。またもし、彼が彼の利潤を引上げなかつたならば、彼は、その税全体を、

貨幣の利子に割当てらるべきその部分に、かけざるを得ないであろう。即ち彼の借りた資本が如何程であつても、それに対してより少い利子しか払い得ないであろう。この場合は、この租税の全負担は貨幣の利子の上に落ちるのである。右の如くにして彼としては、右の内どれかある方法によつてこの税を免れ得ないときは他の方法によつて免れるかしないのである。貨幣の利子は、一見、土地の地代と等しく直接に課税さるべき適当な物件であるかの如くに思われる。それは地代と等しく、資本を使用するための危険と手数とを全部完全に補償した上で残存する純生産物である。地代に対する税は地代を引上げ得るものではない。何となれば農業者の資本を彼の正当な利潤と共に償却し、その後に残る純生産物は、この税を課したために増加するということはあり得ないからである。同様の理由により、貨幣の利子に対する租税は、利子率を引上げ得るものではない、けだし一國に於ける資本又は貨幣の量は租税に課した後もその前と何等増減することのないことは土地の場合と同様であるからである。利潤の普通率は、いづこにおいても、使用せらるべき資本の、その用途またはそれを使用してなされるに相違ない仕事の量に対する、比例によつて、定まる。がこの用途またはそれを使用してなされるに相違ない仕事の量そのものは、貨幣の利子に対して税が課せられても、そのため何等増減するところはない。そしてもし使用されるべき資本の量が何等増減するところがないならば利潤の普通率そのものは亦必然に不変であろう。そしてまた、この利潤の内使用者の危険と手数との報償に当てられる部分は勿論不変である。けだし、この危険と手数が如何なる点に於ても変化しないのであるから、かくて、残余、即ち資本の所有者に属し、利子の支払に充当せらるべき部分も亦必然に不変であろう。かくの如くにして一見したところにおいては、貨幣の利子は、土地の地代同様に直接に課税さるべき適当な物件であるように思われるのである。

しかしながら貨幣の利子は土地の地代に比して直接課税の物件としては不適當であるとする二つ事情がある。ある人がどの位の土地を所有しているか、その価値と量とは決して秘密ではなくいつもそれを非常に正確に知ることが出来る。然るに彼が所有するところの貸付資本の金額は常に秘密であつてそれを相当正確に知ることが容易でないのみならずこの額そのものが常に変動している。即ち各個人を受領する額を確めることは容易ではない。且正確であり得ない。土地は動かすことのできぬ物件であるが資本は動かし易い。土地の所有者は如何にしてもその所有地が存在する国の市民でなくてはならぬ。資本の所有者は本来世界的市民 a citizen of the world であつて必ずしもある特定国に固着していなければならぬといふことはない、もし重い税を賦課せられるために煩しい取調べを受けねばならぬという惧があるならば、資本の所有者はさういふ国はすてもよいと思いがちであり、さういふ国からはその資本を何れか他国に移しそこで或は資本の所有者はその業務を営み或はもつと気安く彼の資産を楽しんだ方がよいと考へる、かくして資本の所有者がその資本を移せば、それは、この資本が資本所有者の見棄てた国に於て維持してゐたすべての産業活動に停止を命ずるに等しいのである。資本は土地を耕し、資本は労働を使ふ、いやしくもある国からその資本を駆逐する租税は、その限りにおいて、その元首にとつて、またその社会にとつてあらゆる収入の源泉たるものを駆逐するものといわなければならない、けだし、この移動により、資本の利潤は勿論のこと土地の地代も労働の賃銀も、必ず何程か減少するからである。かくの如く資本に課税せられるとその資本は国外に流出することになる。それ故に、資本から来る収入に課税する試をもつ国々に於ては右に述べてきた如き厳格な取調べを行はず、極めて大まかな、それ故ある程度恣意的な推定を以て満足してゐる。かくの如くにして賦課される租税は極端に不公平であり、不確實であるけれども、それは非常に極端に軽

微な場合に限り、なお償れ得る。なぜならば、そうなければ何人もその真実の収入より遙かに少なく割当てられるためにたとへ彼の隣人が多少より低く割当てられていても彼自身それを敢て気にかけないことができるからである。資本が特殊の産業に使用されるとき、または、農業に使用されるときに特別の税を課している。特殊の産業部門に使用されている資本の利潤に課せられる税は結局的にはこれ等は商人の負担とならない。特殊の消費者の負担となるものである。即ち特殊産業部門に於ける商品の価値が騰貴して結局は消費者に転嫁する。彼等は普通の場合に於ては必ず相当の利潤を持たねばならぬ、そしていやくも競争が自由である限り、それ以上の利潤をもち得る筈がないのである。農業の利潤に課する税は他の営業の利潤に課する税と異なり消費者の負担とはならず地代の減少となつて地主に転嫁されてゆくものである。

下層労働者の賃銀は如何なる処に於ても必然的に二つの条件によつて決定されるものである。即ち労働に対する需要と生活資料の平均的通常の価格である。労働に対する需要はそれが漸増しているか、停滞しているか、或は漸減しているかに従つて労働者の生活を決定し、それが如何なる程度のものたるべきかを決定する。生活資料の通常の平均的価格は労働者をして生活費を購はしめんがために労働者に支払はなければならない貨幣量を決定する。従つて労働に対する需要と生活資料の価格が同じである間は労働の賃銀に対する直接税は労働賃金を少し租税以上に引上げる以外には何等影響はない。かくの如く労働賃金に対する直接課税は必然的に労働賃金を少しは引き上げることになるが、この租税額は一時資本家が前貸するけれども製品の価格を高くすることにより、その消費者に転嫁することになる。かくの如く製造業に於ける労働者の賃銀騰貴は、雇主が前払して消費者に転嫁されるが、農業に於ける賃銀騰貴は農業者が前払して終極的に地主が負担することになる。

これまでは地代、利子利潤及び賃銀に対する租税の觀察であつたが、これ等の源泉に普遍して課せられる税がある。人頭税 *capitation tax* 消費物税 *tax upon commodities* である。人頭税は各個人の財産、収入に対して課するものであるから不公平となる。然し人頭税に於ける徴税費用は少い、又実施の方法によっては確実なる収入となすことができるのである。消費財貨に課せられる租税は消費者の収入の性質や種類に関係なく、その有るところの収入から、或は土地の地代から或は労働の賃金から支払われなければならない。生活必需品に対して課税される場合には、その商品の価格を租税額以上に騰貴せしめ、生活必需品の騰貴は、それに比例して労働賃金を騰貴せしめ、以て労働賃金に対する直接課税と同様な結果になる。即ち生活必需品に対する課税が工業労働者の賃銀を騰貴せしむるときは終極的に工業製品の消費者が租税を負担することになる。又農業労働者の賃銀を騰貴せしむるならば租税は終極的に地主によって負担されることになる。奢侈品に対する課税は課税される商品の価格以外に他の商品の価格を騰貴せしめる傾向をもっていない。従つて奢侈品に対する租税は終極的には何等の副作用なくその課税対象となる商品の消費者によって負担せられる、そしてそれは無関心に賃銀、利子利潤及び地代にかかつてくるものである。

Adam Smith, *Wealth of Nation*, p. 779—823.

大内兵衛譯 國富論 例 を参照

公債による政府の債権者が政府に前貸したところの資本はそれを前貸したる瞬間から資本としての作用をや

め収入としての作用に代ることになり、生産的労働者を維持することから不生産的労働者を維持することに代り、一般には将来の再生産の望みがなく浪費さるべきところの年生産物の或一部となったものである。従つて公債は国内資本を増加せしめこれによつて商工業が拡大される、又多くの土地が耕作され、改良されることになる。主張することは誤りである。政府の債権者は恐らく年金を獲得しこれを以て商工業を經營することになるかも知れない。これから見ると新資本を手に入れたことになるが、それは従来何等かの生産的労働に使はれていたものであるから社会全体から考えれば新資本とはいへない。却つて社会は公債によつて資本の一部をなくしたことになる。従つて公債によつて国家経費が調達されることになれば国に存する資本の一部を破壊することになる。租税によつて調達されるとすれば国民に於て不生産的に用いられる資本を他の不生産的用途にむけることになる。この場合は資本の破壊ということにはならない。それは単に資本の蓄積を多少阻害するに過ぎないものであるとミスはかくその本質を考察している。これは国家行動が不生産的なものであり、従つて不生産的な国家行動遂行に必要な経費はすべて不生産的消費と見ているからである。又公債の利子の支払について、これは流通過程のことであつて単に国民の或部分から他の部分に収入が移転してゆくに過ぎないものである。従つて国民は全体としては公債による利子の負担によつて窮乏となることはないと言張するものがあるがこれは誤りである。これは公債の所有者が内国人たることを前提としていることは明かであつて現実に於ては外国人によつても公債は多く所有されている。故に利子の支払を以て国内に於ける所得の移転に過ぎないという説明は誤りである。又公債がすべて内国人によつて所有されていると考へてもこの意見は成立しないとミスは論ずるのである。

Adam Smith, *Wealth of Nation*, P.877—879.

大内兵衛譯 國富論 (四) を參照

アダム・スミスの財政論 (箕浦)